

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

福 岡 県

目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
①指定に関する中長期的な方針	1
②指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	2
①鳥獣保護区の指定計画	3
②既指定鳥獣保護区の変更計画	3
2 特別保護地区の指定	5
(1) 方針	5
①指定に関する中長期的な方針	5
②指定区分ごとの方針	5
(2) 特別保護地区指定計画	6
3 休猟区の指定	8
(1) 方針	8
(2) 休猟区指定計画	8
4 鳥獣保護区の整備等	8
(1) 方針	8
(2) 整備計画	8
①管理施設の設置	8
②調査、巡視等の計画	8
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
(1) 方針	9
(2) 人工増殖計画	9
2 放鳥獣	10
(1) 方針	10
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	10
(3) 放獣計画	10
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	11
(1) 希少鳥獣	11

(2) 狩猟鳥獣	1 1
(3) 外来鳥獣	1 1
(4) 一般鳥獣	1 1
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	1 1
(1) 許可しない場合の基本的考え方	1 1
(2) 許可する場合の基本的考え方	1 2
(3) わなの使用に当たっての許可基準	1 3
(4) 許可に当たっての条件の考え方	1 3
(5) 許可権限の市町村長への委譲	1 3
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	1 3
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	1 3
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	1 4
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 4
3 学術研究を目的とする場合	1 5
(1) 学術研究	1 5
(2) 標識調査	1 5
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 6
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 6
①基本的考え方	1 6
②許可基準の基本的な方針	1 6
③予察捕獲	1 6
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	1 6
①予察表	1 6
②被害発生予察地域	1 6
③予察表に係る方針等	1 6
(3) 鳥獣の適正管理の実施	2 2
①方針	2 2
②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	2 2
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	2 2
①方針	2 2
②許可基準	2 2
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	2 5
①方針	2 5
②指導事項の概要	2 5
5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 5
6 その他特別の事由の場合	2 6
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	2 6
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護	2 6

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示	26
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	26
(5) 鵜飼漁業への利用	26
(6) 伝統的な祭礼行事等への利用	26
(7) 上記のほか鳥獣の保護その他公益上の必要	26
7 鳥類の飼養登録	27
(1) 方針	27
(2) 飼養適正化のための指導内容	27
8 販売禁止鳥獣等	27
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	28
1 特定猟具使用禁止区域の指定	28
(1) 方針	28
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	28
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	29
2 特定猟具使用制限区域の指定	32
3 猟区設定のための指導	32
4 指定猟法禁止区域	32
(1) 方針	32
(2) 指定計画	32
①全体計画	32
②個別計画	32
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	33
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	33
2 実施計画の作成に関する方針	33
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	34
1 基本方針	34
2 鳥獣保護対策調査	34
(1) 方針	34
(2) 鳥類生息分布調査	34
(3) 希少鳥獣等保護調査	34
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	34
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	34
4 狩猟対策調査	35
(1) 方針	35
(2) 狩猟鳥獣生息調査	35

(3) 放鳥効果測定調査	35
5 有害鳥獣対策調査	36
(1) 方針	36
(2) モニタリング調査	36
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	37
1 鳥獣行政担当職員	37
(1) 方針	37
(2) 研修計画	37
2 鳥獣保護員	38
(1) 方針	38
(2) 設置計画	38
(3) 年間活動計画	38
(4) 研修等計画	38
3 保護管理の担い手の育成	39
(1) 方針	39
(2) 研修計画	39
(3) 狩猟者の減少防止対策	39
4 取締り	39
(1) 方針	39
(2) 年間計画	39
5 必要な財源の確保	40
第九 その他	40
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	40
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	40
3 狩猟の適正管理	40
4 入猟者承認制度に関する事項	40
5 傷病鳥獣救護の基本的な対応	41
(1) 基本的な考え方	41
(2) 救護個体の取り扱い	41
6 安易な餌付けの防止	42
(1) 方針	42
(2) 年間計画	42
7 感染症への対応	43
8 普及啓発	43
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	43
①方針	43

②事業の年間計画	4 3
③愛鳥週間行事等の計画	4 3
(2) 野鳥の森等の整備	4 4
(3) 野生鳥獣保護モデル校の指定	4 4
①方針	4 4
②指定期間	4 4
③野生鳥獣保護モデル校に対する指導内容	4 4
④指定計画	4 4
(4) 法令の普及徹底	4 5
①方針	4 5
②年間計画	4 5

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

本県では、第10次鳥獣保護事業計画期間終了時点で44か所、62,951ha、県土面積の約13%を指定している。

本計画においては、計画期間中に指定期間が満了となる鳥獣保護区21か所については原則として更新することとする。

また、鳥獣の重要な生息地については、引き続き鳥獣保護区の指定等を検討していくものとする。

なお、近年、一部鳥獣による農林水産業等被害の深刻化により、鳥獣保護区の新規指定や期間満了に伴う更新において地域関係者の合意を得ることが困難な状況も生じていることから、必要に応じて、鳥獣による被害の状況や鳥獣の生息状況等を勘案の上、指定区域等の見直しを行うものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区（22か所、27,639ha）

森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、森林面積がおおむね10,000haごとに1か所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区（0か所）

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域における生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、1か所当たりの面積は10,000ha以上とする。

3) 集団渡来地の保護区（4か所、28,597ha）

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものを除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を指定するものとし、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区（5か所、461ha）

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定するものとし、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区（0か所）

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、福岡県が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものとする。

6) 生息地回廊の保護区（0か所）

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を指定するものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区（13か所、6,254ha）

市街地及びその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域を指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区(更新を含む)						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	22	箇所	3	3	2	1	3	12						
	面積(ha)	27,639	変動面積(ha)	4,297	6,353	2,438	1,123	3,019	17,230						
集団渡来地	箇所	4	箇所					2	2						
	面積(ha)	28,597	変動面積(ha)					26,517	26,517						
集団繁殖地	箇所	5	箇所				1		1						
	面積(ha)	461	変動面積(ha)				1		1						
身近な鳥獣生息地	箇所	13	箇所	2	1	2	1		6						
	面積(ha)	6,254	変動面積(ha)	607	267	1,474	733		3,081						
計	箇所	44	箇所	5	4	4	3	5	21						
	面積(ha)	62,951	変動面積(ha)	4,904	6,620	3,912	1,857	29,536	46,829						

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区(更新を含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
						3	3	2	1	3	12	0	22
						4,297	6,353	2,438	1,123	3,019	17,230	0	27,639
										2	2	0	4
										26,517	26,517	0	28,597
									1		1	0	5
									1		1	0	461
						2	1	2	1		6	0	13
						607	267	1,474	733		3,081	0	6,254
						5	4	4	3	5	21	0	44
						4,904	6,620	3,912	1,857	29,536	46,829	0	62,951

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

① 鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区・・・(該当なし)
- 2) 大規模生息地の保護区・・・(該当なし)
- 3) 集団渡来地の保護区・・・(該当なし)
- 4) 集団繁殖地の保護区・・・(該当なし)
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区・・・(該当なし)
- 6) 生息地回廊の保護区・・・(該当なし)
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区・・・(該当なし)

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	区域所在地	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
					異動前 の面積 (ha)	異動面 積(ha)	異動後 の面積 (ha)			
平成24年度	森林鳥獣生息地	帆柱山	北九州市八幡東区 ・八幡西区	期間更新	3,600		3,600	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	甘木山	大牟田市	期間更新	555		555	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	部崎	北九州市門司区	期間更新	327		327	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	三郡山	飯塚市	期間更新	370		370	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	大法白馬山	嘉麻市	期間更新	52		52	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで		
	計	5か所				4,904		4,904		
平成25年度	森林鳥獣生息地	五ヶ山	那珂川町	期間更新	1,450		1,450	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	英彦山	添田町	期間更新	3,000		3,000	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	足立山	北九州市小倉北区 ・小倉南区	期間更新	1,903		1,903	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	夜須高原	筑前町	期間更新	267		267	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで		
	計	4か所				6,620		6,620		

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	区域所在地	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
					異動前 の面積 (ha)	異動 面積 (ha)	異動後 の面積 (ha)			
平成26年度	森林鳥獣生息地	釈迦岳	八女市	期間更新	1,390		1,390	平成26年11月15日から 平成36年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	川崎	川崎町	期間更新	509		509	平成26年11月15日から 平成36年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	天拝山	筑紫野市 ・太宰府市	期間更新	965		965	平成26年11月15日から 平成36年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	田川	田川市	期間更新	1,048		1,048	平成26年11月15日から 平成36年11月14日まで		
	計	4か所			3,912		3,912			
平成27年度	身近な鳥獣生息地	須恵	須恵町	期間更新	733		733	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	求菩提山	豊前市・築上町	期間更新	1,123		1,123	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで		
	集団繁殖地	烏帽子島	糸島市	期間更新	1		1	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで		
	計	3か所			1,857		1,857			
平成28年度	森林鳥獣生息地	若杉山	篠栗町	期間更新	2,160		2,160	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで		
	集団渡来地	福岡市	福岡市・新宮町 ・久山町	期間更新	26,454		26,454	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	日向神	八女市	期間更新	520		520	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	上野	福智町	期間更新	339		339	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで		
	集団渡来地	津屋崎干潟	福津市	期間更新	63		63	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで		
	計	5か所			29,536		29,536			
合 計		21か所				46,829				

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域について指定するものとする。

本県指定の鳥獣保護区のうち、現在5か所1,538haを特別保護地区に指定している。

本計画においては、計画期間中に指定期間が満了となる帆柱山特別保護地区、五ヶ山特別保護地区、英彦山特別保護地区、烏帽子島特別保護地区の再指定を行うものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区（3か所、1,477ha）

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区（0か所）

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区（0か所）

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地域について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区（2か所、61ha）

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区（0か所）

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区（0か所）

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区（0か所）

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

8) 特別保護指定区域（0か所）

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。なお、当該指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制するなど、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所	1	2					3					
	面積(ha)	1,477	変動面積(ha)	1,074	403					1,477					
集団繁殖地	箇所	2	箇所				1			1					
	面積(ha)	61	変動面積(ha)				1			1					
計	箇所	5	箇所	1	2		1			4					
	面積(ha)	1,538	変動面積(ha)	1,074	403		1			1,478					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定を含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
						1	2				3	0	3
						1,074	403				1,477	0	1,477
									1		1	0	2
									1		1	0	61
						1	2		1		4	0	5
						1,074	403		1		1,478	0	1,538

* 箇所数については (B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区 名称	面 積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	帆柱山	3,600	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	1,074	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで			再指定
	計	1か所	3,600		1,074				
平成25年度	森林鳥獣生息地	五ヶ山	1,450	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで	102	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで			再指定
	森林鳥獣生息地	英彦山	3,000	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで	301	平成25年11月15日から 平成35年11月14日まで			再指定
	計	2か所	4,450		403				
平成26年度									
平成27年度	集団繁殖地	烏帽子島	1	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで	1	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで			再指定
	計	1か所	1		1				
平成28年度									
合 計		4か所	8,051		1,478				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

なお、特定鳥獣保護管理計画を推進するため、現在指定している休猟区（田尻・太郎丸 福岡市西区196ha）については、その全区域を特例休猟区（特定鳥獣に限り狩猟可能な休猟区）に指定している。

(2) 休猟区指定計画

本計画期間中に上記の状況が生じた場合に、必要に応じて指定することとし、その場合は原則として特例休猟区とする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の設置方針

鳥獣保護区及び特別保護地区においては、その区域を明らかにするため案内板、制札等の各種標識類を設置する。

② 採餌、営巣等の環境の整備・改善の方針

必要に応じ検討する。

③ 観察等利用施設の整備の方針

英彦山野鳥の森については、野鳥観察舎、自然観察路、案内板等の維持管理に努める。

④ 調査、巡視等管理の方針

鳥獣保護区の調査及び巡視管理については、鳥獣保護員により行うものとする。

⑤ 保全事業に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。事業の実施については、必要に応じて検討していくこととなるが、実施の際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
標識等の整備	制札 688本	80本	80本	60本	60本	100本	380本
	案内板 77本	8本	8本	6本	4本	10本	36本

② 調査、巡視等の計画

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	44	44	44	44	44
	人員	68	68	68	68	68

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥であるニホンキジの保護繁殖を図るためニホンキジの放鳥を行うものとし、当該放鳥を計画的かつ効果的に実施するためには良質なニホンキジの生産確保が必要であるため、県内の養殖業者に対し指導等を行う。

(2) 人工増殖計画

年 度	狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	指導方法	
平成24年度	ニホンキジ	・巡回指導 ・亜種交雑防止	
平成25年度	ニホンキジ	同上	
平成26年度	ニホンキジ	同上	
平成27年度	ニホンキジ	同上	
平成28年度	ニホンキジ	同上	

2 放鳥獣

(1) 方針

本計画中に、ニホンキジ7,000羽を放鳥する。

なお、放鳥個体には標識を装着し、定着状況等の調査を行う。

また、県内又は隣接県等において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、養殖業者に対し衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
ニホンキジ	鳥獣保護区 及び休猟区等	60箇所 1,400羽	60箇所 1,400羽	60箇所 1,400羽	60箇所 1,400羽	60箇所 1,400羽	300箇所 7,000羽

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
	購入	購入	購入	購入	購入	
ニホンキジ	1,400羽	1,400羽	1,400羽	1,400羽	1,400羽	7,000羽

(3) 放獣計画

なし

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で法第7条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣並びに福岡県が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、必要に応じ調査等を行い、生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第3項に基づき環境省令で定められている狩猟鳥獣

② 保護管理の考え方

現在、本県では、新たに狩猟を制限して保護を図らなければならない狩猟鳥獣はないが、必要に応じ生息状況等の把握のための調査等を行い、適切な保護管理について検討していくものとする。また、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対しては、必要に応じ、捕獲対策を講じるものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち我が国に本来生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

我が国に本来生息地を有しておらず人為的に海外から導入された鳥獣及び福岡県内に本来生息地を有しておらず人為的に外部から導入された鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣又は狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたりするなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるような場合又は社寺境内若しくは墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内若しくは墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 愛がんのための飼養を目的とする場合。鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛がんのための飼養を目的とした捕獲は許可しない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲（外来鳥獣に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に外来鳥獣については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が、職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

5) 鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼漁業者が、漁業に用いるための鵜を捕獲する場合

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、原則として以下の基準を満たすものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、締付け防止金具及びよりもどしを装着したものであること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

本県では、県民の要望への迅速な対応と市町村の役割の強化を図るため、県知事の権限である鳥獣の捕獲許可に係る事務の一部を市町村長に委譲している。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行わせるものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導するものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
<p>(1)学術研究</p> <p>研究の目的及び内容が、次の①から④までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>② 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>③ 主たる内容が、鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>④ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。</p>	知事	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。 （ただし、外来鳥獣に関する場合は適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。）	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 ① 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 ② 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。
<p>(2)標識調査（環境省足環を装着する場合）</p>	知事	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕りとする。	

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

① 基本的考え方

近年、鳥獣による農林水産物の被害が拡大傾向にあり、また、市街地における人的被害や森林の下層植生の食害等による生態系被害も発生しており、人と鳥獣との間の軋轢が深刻なものとなっている。農林水産物被害については、獣類ではイノシシによるものが最も多く、次いでニホンジカとなっており、鳥類ではカラス類によるものが最も多く、次いでヒヨドリ、カワラバト（ドバト）、スズメとなっている。

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣についてはこの限りでない。

なお、有害鳥獣捕獲の実施は、関係諸機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

② 許可基準の基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認めるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣についてはこの限りでない。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり従来の許可実績もごく僅少であることから、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲は、上記②で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群を除く。）を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣については、この限りでない。また、イノシシやニホンジカについては、特定計画が策定されており、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

17ページに示す。

② 被害発生予察地域

18～21ページに示す（平成23年4月1日現在）。

③ 予察表に係る方針等

1) 予察表の点検

本計画の予察表は、各市町村からの報告を基に鳥獣による被害等の状況を取りまとめたものである。

予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

2) 予察捕獲の実施

上記(1)③の対象種のうち、例年被害を発生させ、一般的な被害防除対策でも被害の抑制に結びつかず、事前に計画を立て適期に捕獲を行った方が効果的な鳥獣を予察捕獲の実施の対象とする。

なお、予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について調査・検討し、適切な実施を行うものとする。

また、関係諸機関との連携の下、予察捕獲と被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

[予察表]

加害鳥獣名	被害農林水産物	被害発生時期												被害発地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カモ類	水稻、野菜、果樹、豆類、ノリ、貝類	←	→								←	→					福岡市、北九州市、行橋市、吉富町
キジバト	豆類、麦類、野菜、生活環境被害		←	→					←	→							柳川市、みやま市、北九州市
ヒヨドリ	野菜、果樹、麦類、豆類、水稻、樹木の新芽・実	←															県内各市町村
スズメ類	水稻、豆類、野菜、麦類、果樹	←															宗像・遠賀、嘉穂・鞍手、北筑後、南筑後、京築保福環管内
ムクドリ	果樹、野菜	←															宗像・遠賀、北筑後、南筑後、京築保福環管内
カラス類	果樹、野菜、豆類、麦類、水稻、花卉、乳牛、飼料、生活環境被害、人的被害	←															県内各市町村
サギ類	水稻、川魚、錦鯉、豆類、麦類	←															糸島市、田川市、久留米市、八女市、築上町
カワラバト (ドバト)	豆類、野菜、麦類、果樹、水稻、飼料作物、生活環境被害	←															県内各市町村
カワラヒワ	水稻			←	→												那珂川町
カワウ	アユ、魚	←															朝倉市、八女市
ノウサギ	野菜										←	→					芦屋町
タヌキ	果樹、野菜	←								→	←	→					うきは市、行橋市
イタチ	生活環境被害	←															福岡市、古賀市
イノシシ	水稻、野菜、果樹、タケノコ、イモ類、豆類、粟、麦類、農地、農業用施設、スギ、ヒノキ、種苗類、生活環境被害、人的被害	←															県内各市町村
ニホンザル	果樹、野菜、イモ類、水稻、生活環境被害、人的被害	←															筑紫保福環管内、田川市、香春町、大牟田市、八女市、広川町、行橋市、みやこ町
ニホンジカ	造林木、水稻、野菜、果樹、ソバ、麦類、豆類、茶、椎茸、タケノコ、生花	←															筑紫、宗像・遠賀、嘉穂・鞍手、北筑後、京築保福環管内、八女市
アナグマ	果樹、野菜、イモ類、生活環境被害	←															福岡市、糸島市、糸田町、添田町、川崎町、八女市、広川町、行橋市、苅田町、みやこ町
アライグマ	野菜、果樹	←															添田町、川崎町、八女市

[被害発生予察地域]

(筑紫保健福祉環境事務所管内)

市町村名	カモ類	キンハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	カラハト (トハト)	カラヒワ	カウ	ノウサギ	タヌキ	イタチ	イノシ	ニホンザル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ
福岡市	○		○			○		○					○	○	○		○	
筑紫野市			○			○		○						○		○		
春日市																		
大野城市						○		○						○	○			
太宰府市														○				
糸島市			○			○	○	○						○	○		○	
那珂川町						○		○	○					○	○			

(宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内)

市町村名	カモ類	キンハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	カラハト (トハト)	カラヒワ	カウ	ノウサギ	タヌキ	イタチ	イノシ	ニホンザル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ
中間市				○		○		○						○				
宗像市			○	○		○		○						○				
古賀市			○			○		○					○	○		○		
福津市			○	○		○		○						○		○		
宇美町						○								○				
篠栗町														○		○		
志免町																		
須恵町					○									○		○		
新宮町			○			○								○				
久山町						○		○						○		○		
粕屋町														○				
芦屋町			○	○		○					○							
水巻町				○		○		○						○				
岡垣町			○			○								○				
遠賀町			○															

(嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内)

市町村名	妊類	キジハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	鶯類	カラハト (トハト)	カラヒワ	カラウ	ノサギ	タヌキ	イタチ	イノシ	ニホンザル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ
直方市						○								○				
飯塚市			○	○		○		○						○		○		
田川市			○	○		○	○	○						○	○			
宮若市						○		○						○		○		
嘉麻市						○		○						○		○		
小竹町						○		○						○				
鞍手町						○		○						○				
桂川町														○		○		
香春町			○			○								○	○			
添田町														○		○	○	○
糸田町								○						○				
川崎町						○		○						○		○	○	○
大任町																		
赤村						○		○						○		○		
福智町						○		○						○				

(北筑後保健福祉環境事務所管内)

市町村名	カモ類	キジハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	カラハト (トハト)	カラヒワ	カワウ	ノウサギ	タヌキ	イタチ	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ
久留米市			○		○	○	○	○						○				
小郡市														○				
うきは市			○		○	○						○		○		○		
朝倉市			○	○	○	○		○		○				○		○		
筑前町			○		○	○		○						○		○		
東峰村						○								○		○		
大刀洗町			○			○		○						○				

(南筑後保健福祉環境事務所管内)

市町村名	カモ類	キジハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	カラハト (トハト)	カラヒワ	カワウ	ノウサギ	タヌキ	イタチ	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ
大牟田市			○	○	○	○		○						○	○			
柳川市		○			○	○		○										
八女市			○		○	○	○	○		○				○	○	○	○	○
筑後市				○		○		○										
大川市						○		○										
みやま市		○	○		○	○		○						○				
大木町					○	○		○										
広川町			○		○	○		○						○	○	○	○	

(京築保健福祉環境事務所管内)

市町村名	カモ類	キジハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	カラハト (トハト)	カラヒワ	カワウ	ノサギ	タヌキ	イタチ	イノシ	ニホンサ	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ
北九州市	○	○	○			○		○						○		○		
行橋市	○		○		○	○		○				○		○	○		○	
豊前市						○								○		○		
苅田町						○		○						○			○	
みやこ町						○		○						○	○	○	○	
吉富町	○																	
上毛町				○		○		○						○		○		
築上町			○	○	○	○	○	○						○		○		

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

農林業被害が大きな問題となっているニホンジカ及びイノシシについて、特定鳥獣保護管理計画に基づく施策の実施により、被害の軽減を図る。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟に関する規制緩和等により捕獲の強化を行い、個体数を適正生息数に近づけ、被害の軽減を図る。 ・ 学識経験者等による検討委員会議を毎年開催し、モニタリング調査の結果等により、計画の見直し等の検討を行う。 	
イノシシ	平成24年度 ～ 平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟と許可による捕獲の規制緩和等により捕獲の強化を行い、被害額の減少を図る。 ・ 学識経験者等による検討委員会議を毎年開催し、モニタリング調査の結果等により、計画の見直し等の検討を行う。 	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

- 1) 許可については、原則として一般的に行われる被害等防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うこととし、必要に応じて、対象鳥獣の採食状況等を調査する。
- 2) 鳥獣保護区内で実施する場合は、有害鳥獣捕獲対象外の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。
- 3) 市町村へ許可権限を委譲している鳥獣については、市町村に対し捕獲許可数や捕獲実績の提出など必要な指示を行うものとする。
- 4) 事故の発生防止を図るため、有害鳥獣捕獲の指導員を対象に研修会を開催し、法令、有害鳥獣捕獲実施上の注意事項、鳥獣の生態等について講習を行う。
- 5) 自然環境の保全のため、捕獲物等の残滓の処理方法については、埋設等適切に行うよう指導を行う。また、鉛散弾規制地域については、鉛散弾の使用禁止の条件を付けて許可を行うこととする。
- 6) 鳥獣の生息状況を把握するため、捕獲許可を受けた者に捕獲場所の報告を求めるほか、必要に応じて捕獲個体のサンプル等の提出を要請する。

② 許可基準

- 1) 有害鳥獣捕獲の実施者の要件は、原則として次のとおりとする。

なお、特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画により認めている農林業者の自衛のためのはこわなによるイノシシの捕獲については、特定計画の策定に伴う特例措置であるため、その許可基準については別途定めるものとする。

ア 銃器を使用する場合は、前年度を含み継続して過去2年以上引き続き福岡県の狩猟者登録を受けている者とする。また、網又はわなを使用する場合は、当該年度又は前年度に福岡県の狩猟者登録を受けている者とする。

イ 技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。

ウ 狩猟災害共済又は狩猟者保険に加入している者とする。

エ 有害鳥獣捕獲の趣旨を理解し、積極的な協力が得られる者とする。

オ 銃器の使用による有害鳥獣捕獲に従事する者は、班編成をし、団体行動を行うものとする。

カ オの班編成の中には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むものとする。また、当該班の人員は、必要最小限（1班につき15人以内。ただし、イノシシ又はニホンジカの捕獲にあたっては、3人以上で実施するものとする。）とする。

- 2) 次のいずれかに該当する場合は、実施者が1)の要件を満たしていない場合であっても許可することができるものとする。

ア 鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるとき、又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、住宅等の建物内におけ

る被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、イタチ、カラス、カワラバト（ドバト）等の小型鳥獣を捕獲する場合は、狩猟免許を受けていない者にも許可できる。

イ 法人（法第9条第8項に定める「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。）に対する許可のうち、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。

この場合において、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとし、当該法人は地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、当該法人は指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するものとする。

〔鳥獣の種類別許可基準〕

許可 権者	鳥 獣 名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	1人（1班） 当たり捕獲 等数	許可対象者	留意事項		
市 町 村 長	アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウン、オナガ、狩猟鳥及び狩猟鳥のひな、カルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボンガラス及びハシブトガラスの卵	銃器 網（かすみ網を除く） わな 手捕り	被害発生地及びその周辺（国指定鳥獣保護区内を除く。）	必要かつ適切な時期	30日間を標準とする。	必要な最小限の羽（個）数	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・地方公共団体 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等環境大臣の定める法人 ・被害者 ・捕獲被依頼者 	捕獲地域の住民に対して捕獲日の周知徹底を行う。	水稻、麦類、果樹類、野菜類、豆類、イモ類、飼料作物、ノリ、貝類、川魚、養魚、生活環境、生態系等	捕獲区域が複数の市町村にまたがる申請の場合は知事許可となる。
	ニホンザル、マングース、ノヤギ、狩猟獣	銃器（空気銃については、取り逃がす可能性の少ない場合を除き、大型獣への使用を認めない。） 網（かすみ網を除く） わな	〃	〃	〃	必要な最小限の頭数	〃	〃	水稻、野菜類、果樹類、林産物、造林木、生活環境、生態系等	〃
	飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼす鳥獣	かすみ網及び法令で禁止されている猟具以外の猟具	〃	〃	必要な日数	必要な最小限の羽（頭）数	〃	〃	航空機	〃
知 事	環境大臣及び市町村長許可権限以外の鳥獣	銃器（空気銃については、取り逃がす可能性の少ない場合を除き、大型獣への使用を認めない。） 網（かすみ網を除く） わな 手捕り	〃	〃	30日間を標準とする。	〃	〃	〃		

（参考）環境大臣の許可権限は、国指定鳥獣保護区内での捕獲等、希少鳥獣の捕獲等及びかすみ網による捕獲である。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

捕獲体制としては、捕獲班の連絡体制、協力体制の充実を図り、人材育成にも努めるものとする。

有害鳥獣捕獲を広範囲にわたって実施する場合は、保健福祉環境事務所単位に設置している地区有害鳥獣広域捕獲対策協議会において時期及び地域等の調整を図り、適正かつ迅速に実施するものとする。イノシシの有害捕獲については、佐賀県との2県合同及び大分県、熊本県との3県合同での一斉捕獲を、シカについては大分県、熊本県との3県合同での一斉捕獲を実施するものとする。

なお、予察捕獲については、市町村に対し年間の捕獲計画の作成と捕獲班の体制整備を指導するものとする。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定している市町村には、被害防止計画との整合性を図り、適切かつ効果的な捕獲を行うことを指導する。

また、都市部における突発的な鳥獣の被害に対し、市町村、警察、猟友会及び動物園等の団体と連携し迅速に対処できるよう、体制の整備について協議、検討を行うものとする。

② 指導事項の概要

1) 効果的な有害鳥獣捕獲が行われるよう、地区有害鳥獣広域捕獲対策協議会において、次の事項について市町村、猟友会等を指導する。

- ア 捕獲実施時期の調整
- イ 捕獲班連絡体制の強化
- ウ 銃器による捕獲とわな・網による捕獲の効率的運用
- エ 他の捕獲班との調整、協力体制の整備

2) 有害鳥獣駆除指導員を対象に年1回研修を行い、法令の周知、鳥獣の知識、安全の確保等の向上を図る。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

許可権者	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
知事	市町村、農業協同組合等環境大臣の定める法人	特定鳥獣保護管理計画に定める鳥獣 特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な羽（頭、個）数	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	銃器(空気銃については、取り逃がす可能性の少ない場合を除き使用を認めない)、網、わな	捕獲従事者の要件等捕獲の実施に関し記載のない事項については、有害鳥獣捕獲の取扱いに準じる。

6 その他特別の事由の場合

捕獲の目的	許可権者	許可基準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法
(1)鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(2)傷病により保護を要する鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(3)博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(4)養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	原則として、福岡県内で鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕り
(5)鶉飼漁業への利用	知事	鶉飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(6)伝統的な祭礼行事等への利用	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣する（致死させる事によらなければ行事等の主旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(7)上記のほか鳥獣の保護その他公益上の必要	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。				

* 鳥獣の種類：希少鳥獣は除く。

* 捕獲区域：国指定鳥獣保護区の区域内を除く。

* 捕獲方法：かすみ網を除く。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は、本来生態系の一部として保護・観察すべきであり、愛がん飼養はその乱獲を助長し地域の生態系のバランスを破壊するおそれもあることから、広く県民に対しできる限り野外で自然とふれあいながら観察するよう指導するなど鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、やむを得ず飼養される鳥獣についてはその適正な飼育の指導に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 県及び市町村広報等により、愛鳥思想の普及啓発を行う。
- ② 飼養登録の更新については、次の点に留意するものとする。
 - 1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。
 - 2) 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認すること。
 - 3) 装着登録証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
 - 4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合は、当初から譲渡を目的としたものである等不正な飼養が行われないう、譲渡の経緯を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないうにすること。
- ③ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないう適正な管理に努める。
- ④ 違法飼養及び違法捕獲の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、巡回指導及び取締りを行う。

8 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- (1) 販売の目的が法律施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- (2) 捕獲したヤマドリのお用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適正な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのないもの。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟やわな猟に伴う危険を予防するために、市街化区域、農林水産業上の利用が恒常的に行われている地域及びレクリエーション等の目的のため利用する人が多いと認められる区域で住民からの要請に応じて必要な箇所に、特定猟具使用禁止区域に指定するものとする。

なお、計画期間中に指定期間が満了となる区域については、期間満了時に再指定を行うこととする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	99	箇所	14	6	12	12	7	51						
	面積(ha)	28,202	変動面積(ha)	1,049	2,028	2,378	4,774	3,058	13,287						
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	—	箇所												
	面積(ha)	—	変動面積(ha)												

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域(再指定を含む)						計画期間中 の増減*	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域**
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
						14	6	12	12	7	51	0	99
						1,049	2,028	2,378	4,774	3,058	13,287	0	28,202

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	区域所在地	区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
24年度	添田町	陣屋ダム (銃器)	12	10年	再指定					
	篠栗町	篠栗 (銃器)	107							
	添田町	野田原台地 (銃器)	184							
	添田町	油木ダム (銃器)	116							
	筑紫野市	山神ダム (銃器)	45							
	大野城市	牛頸ダム (銃器)	45							
	糸島市	瑞梅寺ダム (銃器)	12							
	川崎町	西田原 (銃器)	186							
	中間市	中島 (銃器)	30							
	宗像市	吉田・多礼ダム・河東不燃物処理場 (銃器)	132							
	新宮町	新宮湊地区 (銃器)	42							
	久山町	高橋 (銃器)	25							
	築上町	弓の師 (銃器)	77							
	小郡市	乙隈 (銃器)	36							
	計	14か所	1,049							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	区域所在地	区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
25年度	宮若市	小金原 (銃器)	193	10年	再指定					
	新宮町	立花山 (銃器)	210							
	宮若市	乙野・小伏 (銃器)	335							
	福津市	久未ダム (銃器)	310							
	行橋市・みやこ町	行橋・勝山 (銃器)	256							
	久留米市	久留米東部 (銃器)	724							
	計	6か所	2,028							
26年度	飯塚市	久保白 (銃器)	360	10年	再指定					
	飯塚市	仁保 (銃器)	50							
	行橋市・築上町	築城飛行場 (銃器)	504							
	添田町	岩石山 (銃器)	123							
	宗像市	ふれあいの森 (銃器)	200							
	筑紫野市	筑紫 (銃器)	595							
	福智町	赤池町英彦山川 (銃器)	81							
	田川市	田川市英彦山川 (銃器)	45							
	行橋市	長木・二塚 (銃器)	124							
	行橋市・みやこ町	矢留・南泉 (銃器)	212							
	宗像市・福津市	牟田池 (銃器)	14							
	糸島市	松隈・津和崎 (銃器)	70							
	計	12か所	2,378							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	区域所在地	区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
27年度	福津市	渡半島 (銃器)	308	10年	再指定					
	添田町	金の原 (銃器)	420							
	福岡市西区・早良区	室見川流域 (銃器)	2,216							
	太宰府市・筑紫野市	太宰府市南部 (銃器)	242							
	福岡市東区・粕屋町	雨水 (銃器)	104							
	岡垣町	岡垣東部 (銃器)	600							
	北九州市八幡西区	香月 (銃器)	21							
	福岡市早良区	脊振少年自然の家 (銃器)	19							
	古賀市	新原東 (銃器)	65							
	福智町	金田ふれあいスポーツ公園 (銃器)	220							
	豊前市・築上町	求菩提山 (銃器)	243							
	福岡市西区・糸島市	九州大学元岡キャンパス (銃器)	316							
	計	12か所	4,774							
28年度	粕屋町	駕与丁 (銃器)	220	10年	再指定					
	福岡市東区	多々良川北部 (銃器)	310							
	北九州市小倉南区	小倉南 (銃器)	2,360							
	行橋市	天神山 (銃器)	88							
	飯塚市	顛田神籠石 (銃器)	43							
	荻田町	殿川ダム (銃器)	27							
	荻田町	山口ダム (銃器)	10							
	計	7か所	3,058							

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に承認を要する特定猟具使用制限区域については現在指定はないが、必要に応じ検討するものとする。

3 猟区設定のための指導

これまでに猟区設定は行っていないが、今後猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、関係団体（猟友会、市町村、森林組合等）と協議・検討するものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒問題に対応するため、泉川河口385ha、椎田260haを指定猟法禁止区域に指定している。

本計画期間中は、指定計画なし。

(2) 指定計画

①全体計画

	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備考
既指定指定猟法禁止区域	鉛製散弾	泉川河口	385	定めない	平成20年11月 法第12条第2項に基づく鉛散弾使用禁止区域から移行
	鉛製散弾	椎田	260	定めない	平成20年11月 法第12条第2項に基づく鉛散弾使用禁止区域から移行

②個別計画

なし

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

近年、個体数の著しい急激又は分布域の拡大により農林産物に被害を与えているニホンジカやイノシシについて、学識経験者による専門的な知見を踏まえ、作成する。

計画においては、保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じ、もって地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資するものとする。

なお、計画の実施に当たっては、隣接県と連携を図り、効果的な捕獲を推進するものとする。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害の軽減 ・地域個体群の安定的維持 	ニホンジカ	平成24年度 ～平成28年度	福岡県全域	第1期：平成12年度作成 第2期：平成13年度作成 平成17年度変更 第3期：平成18年度作成 平成20年度変更 平成21年度変更 平成22年度変更
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害の軽減 ・地域個体群の安定的維持 	イノシシ	平成24年度 ～平成26年度	福岡県全域	第1期：平成17年度作成 第2期：平成18年度作成 平成20年度変更 第3期：平成21年度作成 平成22年度変更

2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県又は市町村は、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画についての地域別や年度別の実施計画を作成するものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況等を把握し、鳥獣の保護対策、有害鳥獣の捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。

調査の実施にあたっては、森林林業技術センターと連携を図り、野鳥の会、猟友会等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めるものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、次の調査を実施する。

(2) 鳥類生息分布調査

鳥獣保護区を中心として県内に生息する鳥類の種類、生息数、生息環境等について調査を行い、今後の野生鳥獣の保護・生息環境保全対策を検討するための基礎資料とする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

必要に応じ、希少鳥獣の生息数、生息環境等を調査を実施するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の飛来地について、1月中旬に個体数の調査を実施し、その結果を環境省に報告する。

対象地域名	調査年度	調査の内容	備考
県内全域	平成24年度～平成28年度	個体数及び生息環境の調査	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

既指定の鳥獣保護区における、鳥獣の生息環境を維持改善するための資料とするため、また、新北九州空港の開港に伴う渡り鳥の飛来状況への影響等の把握のための基礎資料とするため、集団渡来地の保護区である行橋市鳥獣保護区及び曾根干潟において渡来状況調査及び生息環境調査を実施する。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の内容	備考
行橋市鳥獣保護区 曾根干潟	平成24年度～平成28年度	・飛来種の調査及び周辺の生息環境調査 ・報告書作成	

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息状況を把握するため、次の調査を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

メスヤマドリ、メスキジの捕獲禁止措置に係る資料等として環境省に報告するため、初猟日（11月15日）に出猟者が確認したヤマドリ、キジの出合数の調査を実施する。

対象鳥獣	調査年度	調査の内容	備考
ヤマドリ キジ	平成24年度～平成28年度	本県の狩猟登録者の約10%に、初猟日の出合数の報告を依頼	

(3) 放鳥効果測定調査

本計画期間において、ニホンキジ7,000羽の放鳥を計画しているが、放鳥による個体の移動状況、定着状況を明らかにするための調査を実施する。

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査の内容	備考
			標識の種類	装着数		
ニホンキジ	平成24年度	1,400羽	足環	約700	オスキジに足環を装着して放鳥し、狩猟等による回収から、放鳥の効果を測定する。	
	平成25年度	1,400羽	足環	約700		
	平成26年度	1,400羽	足環	約700		
	平成27年度	1,400羽	足環	約700		
	平成28年度	1,400羽	足環	約700		

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

特定鳥獣保護管理計画の検証のためのモニタリング調査を行い、分析・評価結果を計画にフィードバックする。

(2) モニタリング調査

対象鳥獣	調査年度	調査の内容	備考
ニホンジカ	平成24年度～平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・糞粒法による生息密度調査 ・狩猟者の報告による捕獲効率の分析 ・サンプル回収による捕獲個体の解析 ・被害状況調査 	
イノシシ	平成24年度～平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の報告による捕獲状況の分析 ・被害状況調査 ・生息状況調査 	特定計画は平成26年度までであるが、調査は継続する。

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護行政担当職員については、鳥獣保護事業計画の実施内容及び鳥獣行政全般の事務を勘案し、事業実施に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。なお、行政効果を高めるため、鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。

(2) 研修計画

名 称	主 催	時 期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
鳥獣行政担当者会議	福 岡 県	4月	1	全県	12	鳥獣保護及び狩猟関係について	
市町村担当者会議	保健福祉環境事務所	5月	1	ブロック	60	捕獲許可・飼養登録関係、有害鳥獣捕獲関係	
鳥獣保護員会議	保健福祉環境事務所	4月	3	ブロック	68	鳥獣保護及び狩猟関係について	
野生鳥獣情報システム操作研修会	福 岡 県	4月	1	全県	12	狩猟者登録処理等について	
野生生物研修	環 境 省	6月	1		2	環境行政に関する見識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	
野生鳥獣保護管理技術者研修	環 境 省				2	野生鳥獣の管理技術の向上	
油等汚染事故対策水鳥救護研修	環 境 省	10月・2月	2		2	油等汚染事故で被害を受けた水鳥の救護等に関する研修	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護区等の管理、狩猟取締り、鳥獣保護思想の普及啓発等の業務推進のため、地域の実情に即して鳥獣保護員を配置する。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画（増員・減員）					平成28年度末	
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計(C)	充足率(C/A)
97人	68人	70%						68人	70%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区、休猟区等の管理	←												→	
狩猟取締り	→							←						
密猟パトロール	←													→
一般住民及び狩猟者の指導	←													→
鳥獣保護思想の普及啓発	←													→
鳥獣に関する諸調査及び情報収集等	←													→

(4) 研修等計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員会議	保健福祉環境事務所	4月、10月	2	ブロック単位	68	<ul style="list-style-type: none"> 年間業務打合せ 業務の説明及び法令の講習 狩猟取締り、諸調査打合せ 	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の一端を担う狩猟者は、高齢化等の理由により年々減少している状況にある。鳥獣による被害対策が重要な課題となっている現在、有害鳥獣捕獲の担い手としての狩猟者に対する期待も高まっている。そのため、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等などの活動を鳥獣などの生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保・育成に努めるものとする。

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
有害鳥獣駆除指導員研修	福岡県	8月	1	全県	100	有害鳥獣捕獲に関する見識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	
狩猟者講習会	福岡県	7月	7	全県	500～ 3,000	狩猟等に関する法令等の知識の習得	
鳥獣被害対策研修会	福岡県	11月	1	全県	200	被害防止対策に関する知識の習得	

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟免許試験を県内6か所で開催し、さらにその後、日曜日に1回実施している。

4 取締り

(1) 方針

鳥獣の捕獲、非狩猟鳥獣の捕獲、違法猟具の使用、違法飼養等の違法行為の取締りを引き続き行うとともに、狩猟による事故防止のため、特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟期間の延長期間の取締りに重点を置くものとする。

なお、指導取締りについては、鳥獣保護員と連携を図り、また、必要に応じて警察との連携の下に適正かつ効果的に行うものとする。

(2) 年間計画

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
情報収集	←												→	
違法捕獲・飼養取締り	←												→	
狩猟取締り	→							←						

5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出をするものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

近年、一部の鳥獣の生息域が拡大し、農林水産業や生活環境等への被害の拡大、さらに、一部の獣類の市街地への出没が増加しており大きな問題となっている。一方、干潟の保全活動等が活発に行われるなど、県民の自然保護意識も高まっている。

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人と自然との共生を確保するため、関係機関、関係団体等との連携の下、鳥獣の適切な保護管理の推進を図る必要がある。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

該当なし

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

4 入猟者承認制度に関する事項

該当なし

5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方

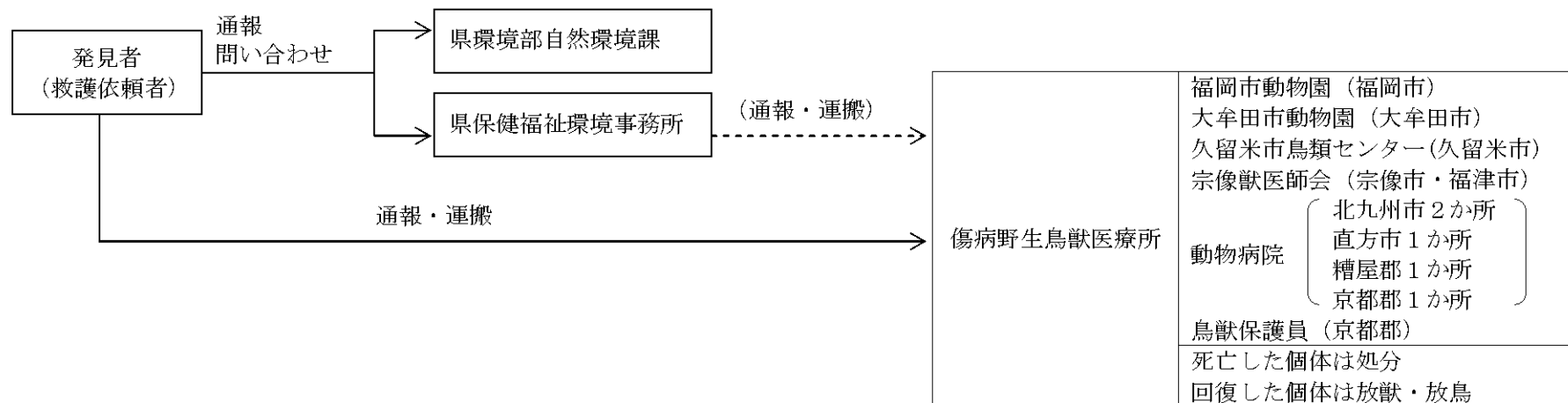
野生鳥獣が本来、自然の中で自立して生息し、生態系の食物連鎖を構成する重要な要素であることを踏まえ、特に野生復帰させることが適当である傷病鳥獣について救護対象とし、原因の究明を通じた再発防止策及び人と鳥獣の適切な関わり方についての普及啓発を図ることとする。

また、野生復帰が困難な鳥獣の終生飼養やリハビリテーションに協力するボランティア制度等新たな方策について検討していくものとする。

なお、本県は、瀬戸内海、日本海、有明海の3つの海に囲まれており、タンカー事故等の海洋油汚染事故等が発生する可能性がある。発生した場合には、獣医師会や保護団体等との連携は不可欠であり、また、多数の人員、収容施設、資材、救護技術者、費用等の確保が必要であるため、当該連携、確保の方法等についても検討していくものとする。

(2) 救護個体の取扱い

救護個体は福岡市動物園等県内の医療所において、治療その他適切な措置を行う。



6 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえ、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生に影響を与えることがないように十分配慮するものとする。

さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害を誘引することにもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

(2) 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
観光地や公園等人が集まる場所のうち安易な餌付けが行われている場所での普及啓発														市町村に、該当場所の把握と対応策（看板設置等）の検討・実施について依頼	該当場所に訪れる者

7 感染症への対応

野生鳥獣に人畜共通感染症又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関と連絡体制を整備し、情報の把握に努める。

高病原性鳥インフルエンザについては、環境省が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づき関係機関と連携を図り対応する。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、その対象として青少年に重点を置き、野生鳥獣保護モデル校の指定、愛鳥週間ポスターコンクール等を行う。

② 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事	←→												一般県民
野生鳥獣保護モデル校育成事業	←											→	野生鳥獣保護モデル校

③ 愛鳥週間行事等の計画

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	探鳥会の開催 実のなる木の配付 愛鳥週間ポスターコンクール 愛鳥週間ポスター配布掲示等	同 左	同 左	同 左	同 左
野生生物保護実績発表大会	学校又は団体の推薦	同 左	同 左	同 左	同 左
野生生物保護功労者表彰	個人、学校又は団体の推薦	同 左	同 左	同 左	同 左
鳥獣保護功労者の表彰	個人の表彰	同 左	同 左	同 左	同 左

*愛鳥週間：毎年5月10日～16日

(2) 野鳥の森等の整備

本県の野鳥の森は、英彦山の中腹に設定している。当該地域は、豊かな自然環境に恵まれ野鳥をはじめ昆虫、植物等野生生物の宝庫であり、また、自然とのふれあいを求めて数多くの人々が登山やキャンプ等の野外活動を目的に訪れている。今計画においても、施設の利用促進を図るため、現在整備されている施設の維持管理を行う。

名 称	年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
英彦山野鳥の森	平成24年度 ～ 平成28年度	田川郡添田町大字英彦山 (英彦山鳥獣保護区内)	120ha	観察小屋 観察舎 案内板(大) 案内板 観察路	1棟 9棟 1基 10基 L=942m W=1.0m	県民の野鳥観察 及び自然観察等 や青少年の環境 教育に利用する。	

(3) 野生鳥獣保護モデル校の指定

① 方針

本県ではこれまで、野鳥保護に積極的に取り組んでいる小中学校を「愛鳥モデル校」に指定し、指導等を実施してきた。本計画においては、対象を鳥類から鳥獣全般に対象範囲を広げ、名称を「野生鳥獣保護モデル校」に改め、野生鳥獣の保護活動等に積極的に取り組んでいる小中学校を指定し、環境教育の一環として青少年の健全育成を図る。

② 指定期間

5年間

③ 野生鳥獣保護モデル校に対する指導内容

- 1) 鳥獣保護員や野鳥の会の協力を得て自然保護及び鳥獣保護に関する授業へ講師を派遣し、環境教育を実施する。
- 2) 鳥獣に関する図書、写真等の貸与により自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。
- 3) 実のなる木の配付

④ 指定計画

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	6	4	10	10		10	10		10	10		10	10		10
中学校	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣行政に関する法律のうち、一般県民に密接に関係する鳥獣飼養登録制度及び鳥獣捕獲許可制度についての普及啓発を推進し、現在その事務を行っている市町村に対しても同様に指導啓発を行う。また、狩猟者を中心に適正な狩猟が行われるよう指導啓発を行う。

② 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養登録についての市町村等への指導	←												→	担当者会議の実施 訪問指導 広報誌等	市町村職員 販売業者 一般県民
有害鳥獣捕獲についての市町村等への指導	←												→	担当者会議の実施 駆除指導員研修の実施	市町村職員 駆除指導員
狩猟に関する周知								←					→	広報誌等 マスコミを通じた広報 狩猟登録時の周知徹底	一般県民 狩猟者（猟友会）
狩猟制度の周知徹底			←										→	安全狩猟のための講習会の実施	狩猟者（猟友会）